

学年末休業期間中の学生生活について

新型コロナウイルス感染症第8波が落ち着いてきましたが、看護学部の「学生生活の新たな指針（2022年12月23日版）」は、当面変更はしません。

引き続き、毎日の健康観察と感染リスクの高い行動は控えていただくようよろしくお願いいたします。

但し、次年度の授業が始まる1週間前の**令和5年3月27日（月）**までは以下のとおりとします。

【学生生活の新たな指針】

B. 学外での行動

（イ）外食について

- ・ **8名以内**の外食に限る。
- ・ **県人会など本学の教員を含む場合は10人以上も可とする。**
- ・ 飲食は2時間以内を**目安**とする。
- ・ 食事中、食後のマスクをつけない会話は避ける。
- ・ 原則、感染対策の安全認証店舗の利用とする。

最後に、「学生生活の新たな指針（2022年12月23日版）」については、新型コロナウイルス感染症が感染症法に基づく分類において新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更となるタイミング（5月の連休明け）で、見直しをする予定です。

以上、よろしくお願いいたします。

看護学部長 春山 早苗

学生委員長 大塚公一郎